

「LEC 桜島道場 6科目究極FINALチェック！」から  
第46回社労士試験【選択式】労災法 空欄Eの出題が**的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU14327 p.16]

<6科目 究極FINALチェック! 労災法-No.38>

38. 事業主が、重大な過失により保険関係成立届を提出していない期間中に生じた事故については、政府は、給付にかかった費用の(①全額 ②40%)を事業主から徴収することができる。

(解答 ②40%)

本試験出題はこうでした!

第46回 社労士試験 問題  
【選択式】 労働者災害補償保険法 【空欄E】

4 [前略] 労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない期間中である場合は、事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定され、支給された当該遺族一時金の額の  が費用徴収される。

(解答  → ②40%)

的中!